

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 土地改良事業等の縦覧
昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号の一部改正
鳥取県営住宅管理人設置規程の廃止
土地の公用廃止
- 土地改良区の解散の認可
土地改良事業等の認可
肥料の登録
家畜人工授精師の免許

告示

鳥取県告示第六百八十二号

昭和三十七年十月三十日付けで東伯郡赤碕町大字光

真山栄吉ほか十四人の者から申請のあつた安田土地改良

区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - ⊃ 土地改良事業計画書の写
 - ⊃ 定款の写
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十七年十二月二十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
赤碕町役場及び中山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県 第三四一號	登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名
			窒素 全量	りん酸 全量	加里 全量	
五、五なたね油かす粉末			五・五	二・三	一・三	鳥取市吉方町三二二 中野嘉視

鳥取県告示第六百九十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許番号 家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類 住 所 氏 名

五九四 牛 鳥取県東伯郡赤碓町 鎌田啓二

昭和四十四年十一月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円(送料共)